

令和7年度内部被ばく検査測定業務仕様書

1 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日

2 使用するホールボディカウンター車（以下「WBC車」という）の台数

4台（甲所有のWBC車のうち甲が指定する車両）

※ ただし、乙は、車両の状況に応じて、甲所有のWBC車を甲と調整のうえ使用することが出来る。

3 検査会場

(1) 福島市保健福祉センター

（福島県福島市森合町10番1号）

(2) 郡山市保健所正面入口

（郡山市朝日二丁目15-1）

(3) 浪江町役場駐車場

（福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7-2）

(4) 上記以外で甲が指定する場所（巡回検査）

4 検査実施日数及び検査人数（予定）

下表のとおり

検査会場	検査実施日数(日)	検査人数(人)	検査関連業務日数(日)
(1)福島市会場	50	250	65
(2)郡山市会場	50	70	65
(3)浪江町会場	42	30	57
(4)巡回検査会場	17	50	27
合計	159	400	214

※ 検査実施日は、別途甲が通知する検査日程に基づくものとする。

※ 検査関連業務日数は、検査実施日含め、内部被ばく検査に関連する業務（検査車両の事前搬送、機器調整等）に要する日数。（見込み）

5 業務内容

(1) 検査予約受付業務

ア 乙は、検査予約受付のための専用回線を設けること。また、契約締結後、電話番号を速やかに甲に通知すること。ただし、当該業務のための専用回線を設けず、他の方法により専用回線の設置を代替することが可能な場合は、この限りでない。

イ 検査予約受付は、土日祝日及び年末年始の休日を除いた9時から17時までとする。

ただし、土曜日が検査日の場合は、当日の申込、予約変更、予約取消等の連絡に対応できるようにすること。

- ウ 検査日程に基づき、検査の予約受付を行い、受検者名簿を作成すること。
- エ 検査の予約は、原則検査実施日の2ヶ月前から検査実施日の前週の金曜日まで受け付けること。ただし、前述の受付期限後に申込があった場合でも、申込時点での予約状況に応じて、可能な限り申込を受けることとする。
- オ 甲が事前に作成した受検者名簿により検査を実施する場合には、乙は、必要に応じて、甲及び各市町村等と連絡・調整を行うこと。

(2) 検査実施に関する業務

ア 検査実施時間

原則として10時から15時30分とする。

なお、甲の指定により適宜休憩時間を設けることとする。

イ 受付、検査説明業務

- (ア) 受付、着替え、結果説明等に要する設備等については、必要に応じて乙が準備のうえ対応すること。
- (イ) 検査当日は受検者名簿に基づき、受検者の受付を行うこと。また必要に応じて検査車両への誘導等を行うこと。
- (ウ) 受検者に同意書の記入を依頼し、同意書の確認・回収を行うこと。なお、同意書は、検査日、検査順に整理し、後日甲へ提出すること。
- (エ) 受検者に対して、検査の目的・意義、内容、手順について十分に説明した上で検査を実施すること。

ウ 体表面検査、WBC検査測定および記録

- (ア) WBC検査の前に受検者の体表面検査を行うこと。
- (イ) WBC検査測定においては、受検者は原則として検査衣に着替えて測定を行うこと。
ただし、受検者の希望や心身の状況に応じて、着替えをせず検査測定を行うことを可能とするが、検査で有意検出された場合には、着替えを行った上で再検査を行うこと、体表面検査を重点的に行うことを受検者へ事前に説明すること。
- (ウ) 検査衣は乙にて準備し、常に清潔なものを使用すること。
- (エ) 測定データは甲が指定する様式に記録し、月毎に集約のうえ、検査月の翌月10日までに甲に提出すること。

エ 検査結果票等の受検者への交付

- (ア) 結果票の様式は甲の指示に従うこと。
- (イ) 検査後、その場で手渡すまたは2週間以内に特定記録郵便にて通知すること。
- (ウ) 結果票を郵送する場合は、甲が指定する封筒を用いること。
- (エ) 結果票と併せて、「ホールボディカウンタ(WBC)による内部被ばく検査の補足説明資料」及びその他甲が指定するものを同封すること。

オ 受検者の不安解消

体表面検査時および内部被ばく検査測定前または検査後の時間を利用し、受検者に対して検査の目的・意義、内容、手順、検査結果に関する説明を行うこと。

また、受検者からの質問には丁寧に対応し、受検者の放射線被ばくに対する懸念や健康影響への不安解消に努めること。

カ WBC車の移送（大型免許要）、配置、給油、保守管理

(ア) 甲が指定する場所等へWBC車を移送し、設置すること。

(イ) WBC車の移送および発電に必要な燃料の補給を行うこと。

(ウ) WBC車および機器の保守管理を行うこと。

※ WBC車および機器等に不具合がある場合は、速やかに甲に連絡するとともに、検査への影響を最小限にとどめるための適切な処置を講じること。

※ 検査機器については、必要に応じて正確な測定に必要な各種調整を行い、正常に動作することを確認すること。

※ 発電機については、運転時間に応じてオイル交換等を行うなど、適切なメンテナンスを実施すること。

※ 本仕様書2の車両については、業務を行う全期間について、次に掲げる任意保険に加入すること。なお、車両の変更があった場合も同様とする。

a 対人賠償 無制限

b 対物賠償 無制限

c 車両保険

※ 乙がその責めに帰する理由により委託業務の実施に関し、第三者に損害を与えた場合は、乙は一切自己責任においてこれを解決して、その損害を賠償するものとする。ただし、乙の責によらないものはこの限りではない。

※ 法定費用（定期点検整備費、自賠責保険料、自動車重量税及び印紙代）については、甲が負担する。

(エ) 自然災害等の緊急時に、車両を待避させる必要が生じた場合や、検査会場の管理者の指示等により、車両を移動させる必要が生じた場合は、甲の指示により車両の移動を行うこと。

キ 巡回検査の実施

(ア) 実施場所及び日時に関する市町村との調整は、甲が行う。

(イ) 乙は当日の運営や車両配置等について、事前に市町村と打合せを行うこと。

(ウ) 検査実施、測定データの提出等については、常駐検査に準ずること。

ク その他必要に応じ附随する業務

業務内容は甲乙協議による。

6 必要配置人員

(1) 検査受付用務（1日あたり）

ア 電話予約受付要員 1人

(2) 検査実施用務（検査1日あたり）※1

ア 当日受付・誘導要員 1人以上

イ 機器操作・測定要員 1人以上

ウ 検査内容等説明要員（現場管理責任者） 1人以上

エ 検査関連業務要員 ※2 適宜配置

※1 検査実施用務は検査1日当たり上記人数での実施を原則とするが、上記人数以内の

人数で検査に対応できる場合には、1人が他の要員を兼ねることを認める。

ただし、検査の安全性を確保するため、検査実施用務は2人以上で実施することとする（検査関連業務要員は含まない）。

※2 検査関連業務は、検査結果票の作成と受検者への送付・集計等の作業、WBC車の運転操作等検査に関連し必要が生じる業務とする。

※3 （2）検査実施用務に従事する者については、県内に所在する乙の本店、支店又は営業所に常置される第1種放射線取扱主任者若しくは第2種放射線取扱主任者又は診療放射線技師から当該業務に関する指導を受けることができ、放射線測定業務等の実務経験を有する者とする。

※4 （2）ウの検査内容等説明要員を現場管理責任者とし、乙は検査前に各検査会場の現場管理責任者氏名を甲に通知すること。

7 仕様変更及び仕様書記載外の事項

- (1) 甲の都合により本仕様書を変更する必要がある場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。
- (2) 乙の都合により本仕様書を変更する必要がある場合は、その事由がやむを得ないものと甲が認めた場合に限り、これを行うものとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、必要に応じ甲乙協議して定めるものとする。

8 その他

- (1) 受検者に対する安全には十分留意し、対策を講じること。
- (2) 体表面検査に用いるGMサーベイメータは甲が配備する。